

岐 阜 県 公 報

第 五 百 四 十 七 号
令 和 六 年 十 二 月 十 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

救急病院の認定

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の供用開始

指定納付受託者の指定

公 示

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

(医 療 整 備 課) 四 八 一

(森 林 保 全 課) 四 八 一

(道 路 維 持 課) 四 八 二

(出 納 管 理 課) 四 八 二

(砂 防 課) 四 八 三

(中 濃 農 林 事 務 所) 四 八 三

告 示

岐阜県告示第四百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名	所 在 地	有 効 期 限
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち二丁目一番地	自 令 和 七 一 一 三 一 至 令 和 九 一 一 三 一

岐阜県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町谷畑字北谷五六三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡七宗町神測字渡瀬六一九八の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字渡瀬六一九八の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	藤橋 池田線	揖斐郡池田町香井 四八六番一地先から 同郡同町柏ヶ原字五本松 四六六番地先まで	二五・四	令和 六・二・一〇	令和 五・一・六

岐阜県告示第四百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称 及び住所又は事務所の 所在地	指定納付受託者 の指定をした日	指定納付受託者が 行う納付事務に係 る歳入等	指定納付受託者に 歳入を納付させる 期間
---------------------------------	--------------------	------------------------------	----------------------------

株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目一 二番地	令和六年九月五日	岐阜県証紙条例 (昭和三十九年岐 阜県条例第六号) 別表に掲げる使用 料及び手数料	令和七年一月一日 から令和九年三月 三十一日まで
--------------------------------	----------	---	--------------------------------

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 土砂災害警戒情報システム開発業務及び保守運用業務一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和6年10月4日
 - 4 落札者を決定した日 令和6年11月14日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目8
富士通Japan株式会社
東海公共ビジネス部 部長 馬淵 正人
 - 6 落札金額 179,300,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部砂防課企画係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号
- 土地改良区役員への退任及び就任
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 岐 市 肥 田 地 改 良 区	令和六・一〇・二六	理事長	塚 原 照 男	関市肥田瀬 一三〇五番地
		会計理 事	前 島 忠 史	関市弥生町二丁目 二番一〇号
		理 事	兼 松 正 勝	関市肥田瀬 一五九八番地
			櫻 井 勇 平	関市肥田瀬 一〇八一番地
			粥 川 良 平	関市肥田瀬 三二八四番地
			佐 藤 恒 雄	関市鑄物師屋三丁目 六番一二号
			塚 原 明	関市平賀町六丁目 五六番地
			早 川 重 幸	関市稲河町 一番八号
			遠 藤 征 三	関市肥田瀬 一五七七番地
			服 部 浩 三	関市肥田瀬 一五一六番地
			石 原 功 一	関市平賀町四丁目 二二番地
			伊 佐 地 誠	関市平賀町六丁目 四七番地
		総括監 事	早 川 信 義	関市鑄物師屋三丁目 二番六七号
		監 事	山 田 久 吉	関市関口町四丁目 一二番地
			木 内 偉 雄	関市肥田瀬 一五二八番地
			上 野 尚 也	関市肥田瀬 三九二五番地
		事 員 外 監 事	後 藤 信 介	関市倉知 九四

就任した役員

土 地 改良 区 名	就 任 月 日	役 名	氏 名	住 所
關 市 肥 田 瀨 用 水 土 地 改 良 区	令 和 六 年 一 〇 月 三 日	理 事 長	伊 佐 地 康 平	關 市 鑄 物 師 屋 三 丁 目 一 番 一 四 号
		會 計 理 事	前 島 忠 史	關 市 弥 生 町 一 丁 目 二 番 一 〇 号
		理 事	小 瀨 木 敦 盛	關 市 肥 田 瀨 二 〇 七 三 番 地 一
		同	服 部 竹 男	關 市 肥 田 瀨 一 四 九 九 番 地
		同	粥 川 泰	關 市 肥 田 瀨 三 一 六 四 番 地 一
		同	佐 藤 恒 雄	關 市 鑄 物 師 屋 三 丁 目 六 番 二 二 号
		同	塚 原 明	關 市 平 賀 町 六 丁 目 五 六 番 地
		同	櫻 井 重 弘	關 市 稻 河 町 一 番 四 六 号
		同	遠 藤 正 人	關 市 肥 田 瀨 一 六 一 五 番 地 三
		同	白 木 洋 子	關 市 肥 田 瀨 一 七 一 〇 番 地 一
		同	伊 佐 治 哲 也	關 市 肥 田 瀨 四 二 七 九 番 地 一
		同	大 野 利 明	關 市 平 賀 町 六 丁 目 八 番 地 一
		總 括 監 事	安 田 美 雄	關 市 肥 田 瀨 一 〇 九 〇 番 地
監 事	塚 原 正 俊	關 市 肥 田 瀨 一 四 九 四 番 地 一		
同	山 田 久 吉	關 市 関 口 町 四 丁 目 一 二 番 地		
同	酒 向 達 之	關 市 平 賀 町 四 丁 目 二 三 番 地		
員 外 監 事	奥 山 日 出 彦	關 市 倉 知 三 九 七 番 地 一		

令和六年十二月十日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一號

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社